

# 富山大学理学部同窓会 雪紋 会則

昭和54年11月 7日制定

令和 6年 7月27日改正

(名称)

第1条 本会は、富山大学理学部同窓会 雪紋と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を篤くし、併せて国立大学法人富山大学理学部との連絡を密にし、その発展と社会への貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行なう。

- (1) 国立大学法人富山大学理学部との連携・協力
- (2) 交流会・講演会等の開催
- (3) 会員相互の親睦を篤くする事業活動
- (4) 会員名簿の整備、発行
- (5) 全学同窓会連合会事業活動
- (6) その他本会の目的を達成するための事業

(会員・組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 通常会員 富山大学文理学部理学科卒業生、同理学専攻科修了者、富山大学理学部卒業生、同大学院修了者で、理学に関連する学位を授与された者
- (2) 準会員 富山大学理学部生、同大学院生で、理学に関連する学位取得を目指す者ならびに富山大学理学部現教員（ただし、通常会員を除く）
- (3) 特別会員 富山大学理学部旧教員および文理学部旧教官で理事会が推薦した者  
なお、国立大学法人富山大学理学部、富山大学理学部および文理学部縁故者で特に理事会の承認を得た者を特別会員とすることができる。
- (4) 名誉会員 本会に特に功労があつて理事会の推薦によって会長が決定した者

2 次の者は会員の資格を失う。

- (1) 物故者
- (2) 退学者
- (3) 本会の名誉を著しく傷つけ、総会において除名された者

(所在地)

第5条 本会の本部は、「〒930-8555 富山市五福 3190」を住所とする国立大学法人富山大学理学部内に置く。

(支部)

第6条 本会は、会員の多数存在する場所に支部を置くことができる。

2 前項の支部を設置しようとするときは、その責任者を定めて支部規定、支部会員の名簿とともに、本部に報告するものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名 (学部長)
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名 (通常会員から2名と準会員から1名)
- (4) 幹事長 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 学内理事 富山大学理学部教員各プログラム1名
- (7) 理事 若干名 (学科担当理事、年代別担当理事、各支部理事、各学年理事のいずれかに属する)
- (8) 監査委員 2名
- (9) 最高顧問 必要数
- (10) 顧問 必要数

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の事業を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 幹事長は、本会の会務執行を総括し、事業を執行する。
- 4 常任理事は、本会の会務を分担し、事業を執行する。
- 5 学内理事は、本会と各学科の連携を図り、理事会に出席し会務を審議するとともに、活動委員会に所属して会務を分担し、事業の執行を補助・支援する。
- 6 理事は、理事会に出席し会務を審議し、事業の執行を支援する。また、活動委員会に所属して会務を分担し、事業の執行を補助することができる。
- 7 監査委員は、会計を監査する。
- 8 最高顧問および顧問は、総会および理事会に出席して、会務について助言をすることができる。
- 9 名誉会長は、会務に関する重要事項について助言することができる。また、本会の運営などに協力し、会長の諮問に応ずる。

(役員選出)

第9条 会長、副会長および幹事長は、理事会において会員中より推薦する。

- 2 常任理事は、理事会において互選する。
- 3 学内理事は、富山大学理学部教員から名誉会長が推薦する。
- 4 理事のうち学科担当理事、年代別担当理事は、理事会において互選する。
- 5 理事のうち各支部理事は、各支部会員から2名を推薦する。
- 6 理事のうち各学年理事は、学年毎に各学科から1名を卒業時に推薦する。

7 監査委員は、総会において互選する。

8 新たに役員に選出された者は、総会において承認を受けるものとする。

(役員任期)

第10条 会長、副会長、幹事長、常任理事、学内理事、理事および監査委員の任期は2年とし再任を妨げない。

2 任期途中で役員交代は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第11条 本会の名誉会長は、国立大学法人富山大学理学部長がこれに当たる。

(最高顧問・顧問)

第12条 本会に、最高顧問、顧問を必要数置くことができる。最高顧問は本会の特別会員で学長経験者とし、顧問は本会の会長および副会長経験者とする。

(総会・理事会)

第13条 総会は毎年1回以上開催し、次の事項を決議する。

- (1) 会務に関する事
- (2) 事業に関する事
- (3) 収支決算および予算に関する事
- (4) 会則の改正に関する事
- (5) その他必要な事項

2 理事会は、必要の都度、会長がこれを招集し、開催する。

3 理事会は、本会の運営執行に関する事、その他必要な事項を審議する。

4 総会および理事会の議決は、出席会員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長が決する。

5 総会および理事会は、インターネット上において開催されるものも有効とする。

6 緊急を要する事項に関しては、総会の議を経ずに理事会の議決で暫定的に処理できるものとする。

(幹事会)

第14条 同窓会の運営を円滑にするため幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長が関係する役員等を招集し、議長となる。

3 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 各活動委員会の運営に関する事項
- (2) その他、活動委員会および同窓会活動に関する必要事項

4 幹事会の議決は、出席委員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長が決する。

5 幹事会において決定した事項は理事会に報告するものとする。

6 幹事会の改廃は理事会の議を経て、会長がこれを行う。

(活動委員会)

第 15 条 理事会に以下の活動委員会を置き、会務の執行を分担する。

- (1) 総務委員会（名簿の管理、財務の管理、会議、就職支援、管理運営、他会務全般）
- (2) 事業委員会（工場見学、講演会、ホームカミングデー、等事業実施）
- (3) 広報委員会（会報の編集・発行、ホームページの管理）
- (4) 組織強化委員会（総会、年代別同窓会、地域別同窓会＝支部活動支援）
- (5) 研究教育委員会（研究教育活動支援、サイエンスフェスティバル、セミナー、研修会、等支援）

2 活動委員会に委員長を置き、常任理事をもって当てる。

3 活動委員会の改廃は理事会の議を経て、会長がこれを行う。

（会員情報）

第 16 条 通常会員は、氏名、現住所、職業および勤務先などに異動があった場合は、その都度本部に通知するものとする。

2 会員は、氏名以外の会員固有の情報を同窓会名簿に記載しない権利を行使できるものとする。

（会計）

第 17 条 本会の経費は、入会費、寄付金、年会費、特別会費をもって充てる。

2 入会費は 2 万円を、入学時に納入するものとする。ただし、富山大学理学部教員の準会員としての入会費は、平成 18 年 4 月 1 日現在の在職者に限り、1 万円とする。

3 既納の入会費は、返納しない。

4 寄付金は、随時これを受け付けるものとする。

5 卒業または大学院修了後の通常会員から年会費を集金することができるものとする。

6 年会費の額と集金方法は、総会の承認を経て別途制定するものとする。

7 特別な行事を行う場合は、総会の承認を経て、臨時に特別会費を集金することができるものとする。

8 会計監査結果は、総会において報告するものとする。

9 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事務）

第 18 条 本会の事務を処理するため専任の事務員を置き、会長がこれを委嘱し、手当を支給する。

2 会員への案内、連絡、意見収集等にはホームページおよび電子メールを使用することができる。

（会則の改正）

第 19 条 本会の会則を改正しようとするときは、理事会の審議を経て、総会において決定するものとする。

附則 この会則は、令和 6 年 7 月 27 日から施行する。